

再生可能エネルギー発電設備にかかる

課税標準の特例に関するご案内

平成28年度税制改正において、下記の設備がわがまち特例の対象となりました。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第4項第6号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備（「特定再生可能エネルギー発電設備」）

1. 太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の課税標準の特例制度

取得時期	平成24年5月29日～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日
対象設備	固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて設置した自家消費型の太陽光発電設備（※） （固定価格買取制度における認定を受けた設備は対象外）		
特例割合	3分の2		1,000kw未満→3分の2 1,000kw以上→4分の3	
適用期間	取得年の翌年度から3年間			
必要書類	・課税標準の特例適用申請書（枚方市仕様）			
	経済産業省が発行する設備認定通知書（写）	一般社団法人 環境共創イニシアチブが発行する再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書		
根拠法令	旧法附則第15条33項	旧法附則第15条32項第1号	旧法附則第15条33項第1号・第2号	法附則第15条30項第1号・第2号

※総務省令で定める対象設備は、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備及びこれと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置とする。（地方税法施行規則附則抄第6号第57項）

- ・固定価格買取制度についての詳細は、「経済産業省資源エネルギー庁」のホームページをご覧ください。
- ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金についての詳細は、「一般社団法人 環境共創イニシアチブ」のホームページをご覧ください。

2. 風力・水力・地熱・バイオマス発電設備に係る固定資産税(償却資産)の課税標準の特例制度
(全て固定買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備であるものに限る。)

取得時期	平成 24 年 5 月 29 日～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日
風力	3 分の 2	3 分の 2	20kw未満→4 分の 3 20kw以上→3 分の 2	
水力		2 分の 1	5,000kw未満→2 分の 1	5,000kw未満→2 分の 1
地熱			5,000kw以上→3 分の 2	5,000kw以上→4 分の 3
バイオマス		20kw未満→2 分の 1	1,000kw未満→3 分の 2 1,000kw以上→2 分の 1	
根拠法令	旧法附則第 15 条 33 項	旧法附則第 15 条 32 項 第 1 号・第 2 号	旧法附則第 15 条 33 項 第 1 号・第 2 号・第 3 号	法附則第 15 条 30 項 第 1 号・第 2 号・第 3 号

※上の表はそれぞれの特例割合を示しています。

・適用期間は取得年の翌年度から 3 年間

・特例の申請に必要な書類

①課税標準の特例適用申請書(枚方市仕様)

②再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)(写)

3. 特例割合について

記載されている特例割合は、減少割合ではなく課税標準となる割合です

Ex: 3 分の 2→課税標準額は、課税標準となるべき価格に 3 分の 2 を乗じて得た額。

4 分の 3→課税標準額は、課税標準となるべき価格に 4 分の 3 を乗じて得た額。